市長あて自治事務次官通知）」、「昭和六十三年度臨時財政特例債に対する枠の配分について（平成元年三月十日付自治準企第百二号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「昭和六十三年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十三年八月五日付自治企二第百七号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」及び「昭和六十三年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十三年八月五日付自治企二第百二十一号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第五十号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に改め、「平成十八年度臨時財政対策債」という。）」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、「及び」を「、」に改め、「平成二十年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）」を加える。

第七条第一項の表都道府県の項第五号を次のように改める。

五	補正予算債還債費	(1) 昭和六十一年度補正予算債 (2) 昭和六十二年度補正予算債 (3) 平成四年度補正予算債 (4) 平成五年度補正予算債 (5) 平成六年度補正予算債 (6) 平成七年度補正予算債 (7) 平成八年度補正予算債 (8) 平成九年度補正予算債 (9) 平成十年度補正予算債 (10) 平成十一年度補正予算債 ア 平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した都道府県（以下「平成十一年度市場公募都道府県」という。）に係るもの イ 平成十一年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの (2) 平成十二年度補正予算債 平成十三年度補正予算債 (3) ア 一般公共事業（海岸事業（侵食対策事業を除く。）、治山事業（直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業（農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、林道事業、水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）及び都市計画事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県七十六・〇%分」という。） イ 一般公共事業（港湾事業、河川事業、海岸事業（侵食対策事業を除く。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連事業（一般分）（災害関連事業、災害関連事業（激甚災害対策特別緊急事業）、災害関連事業（災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業、砂防事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県六十八・〇%分」という。） ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県五十・〇%分」という。）	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において補正予算債の元利償還金に係る地方債の額	平成十一年から平成二十一年までの各年度において補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行をする地方債の額

第七条第一項の表都道府県の項第六号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同号(8)を次のように改める。

(8)	平成十年度減収補てん債	平成二十一年度減収補てん債	

第七条第一項の表都道府県の項第七号中「昭和六十三年度から」を「平成元年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)に、同号(3)を同号(2)に、同号(4)を同号(3)とし、同項第八号中「昭和六十三年度から」を「平成元年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)に、同号(3)から(9)までを同号(2)から(8)までとし、同項第九号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(16)	平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十一年度財源対策債」という。）	